

居宅介護支援事業所 各位

旭川市福祉保険部長寿社会課長

旭川市家族介護用品購入助成事業の変更点について（お知らせ）

早春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の高齢者福祉行政について、格別の御支援、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業について、令和3年4月（新様式の申請様式については、令和3年3月11日から使用）から、次のとおり取扱いを変更しますので、よろしく願いいたします。

1. 変更点

- (1) 申請様式 「旭川市家族介護用品購入助成申請書兼同意書」が、令和3年3月11日から新様式（※要介護者の市民税の課税区分を確認することとなり、同意書欄内にその内容を追加）となっておりますので、旧様式は使用せず、新様式を御使用ください。

新様式は介護保険課ホームページからダウンロードできます。

ホーム>くらし>健康・福祉・衛生・ペット>高齢者支援・介護保険>各種申請様式>

介護保険申請・届出書ダウンロード（詳細5）

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/160/163/d053196.html>

- (2) 助成券の交付月・交付枚数・使用期限等について

<令和2年度（変更前）>

交付月	4月	10月
交付枚数	6枚	6枚
使用期限	9月末日まで	3月末日まで
その他	申請受付日の属する月の分から交付。ただし、9月と3月は、受付日が10日までの場合は当月分から交付。11日以降の場合は翌月分から交付。	



<令和3年度（変更後）>

交付月	4月	7月
交付枚数	3枚	9枚
使用期限	6月末日まで	3月末日まで
その他	申請受付日の属する月の分から交付。ただし、6月と3月は、受付日が10日までの場合は当月分から交付。11日以降の場合は翌月分から交付。	

（問合せ先）

長寿社会課地域支援係

電話（0166）25-5273